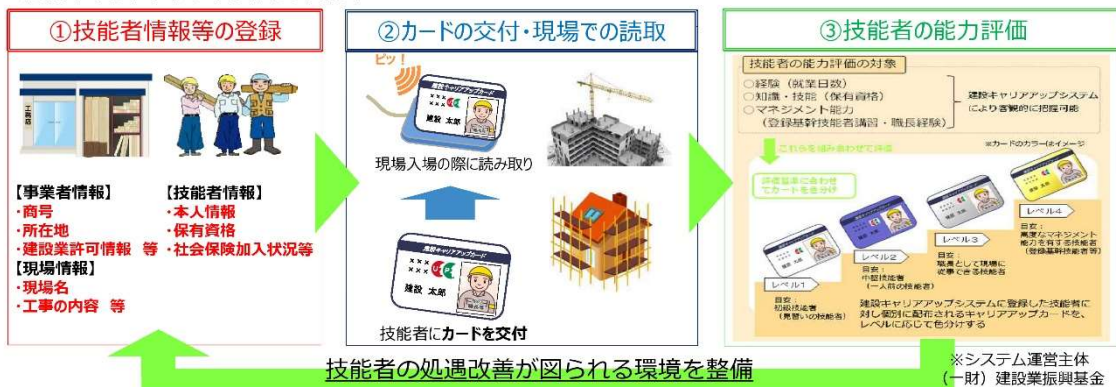


(4) 経営事項審査の審査項目に**必要な知識及び技術又は技能の向上に取り組む技術者及び技能者を追加**することについて ②

「**技能者点**」の評価方法については、「**基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況**」をもって評価し、**最高で10点**を想定しています。

能力評価基準は建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用して策定されます。同システム（CCUS）に蓄積される技能者の保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を活用して策定された技能者の能力評価基準に基づき、技能者の技能が4段階のレベルで客観的に評価されるようになりました。

<建設キャリアアップシステムの概要>



建設技能者の能力評価制度（概要） 国土交通省

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
  - 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
  - 技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。
- ※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会（平成31年3月6日）において了承、建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行



「改正建設業法について ～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～」  
国土交通省中部地方整備局建設産業課、令和2年10月より抜粋

<具体的評価方法>

個々の企業における技術者と技能者の割合はさまざまであるため、全体の点数(10点を想定)とした上で、技術者と技能者の比率に応じてそれぞれの取組状況进行评估したもの(技術者点及び技能者点)を合算して算定する。(※小数点未満は切上)

$$W_{10} = \left( \frac{\text{技術者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技術者点} + \left( \frac{\text{技能者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技能者点}$$



○基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況

- ・審査基準日において、基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。
- ・基準日において既にレベル4と判定されている建設技能者については、能力評価基準の最高位となっているため対象とはせず、建設技能者の数から除いて計算する。

【計算式】

基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にレベルアップした建設技能者の数

= ○%

基準日における建設技能者の数  
(基準日より3年前時点において既にレベル4であった者を除く)

※ 下表の評点一覧に記載している割合に応じて、評点を割り振ることとする。

【評点一覧】

基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況	評点
○%以上	10
○%以上○%未満	5
○%以上○%未満	3
○%未満	0



建設キャリアアップシステム (CCUS) の具体的な内容や申請方法等は、下記ホームページよりご確認ください。

■ 建設キャリアアップシステム ホーム

<https://www.ccus.jp/>